



2026年5月12日

各 位

会社名 セコム株式会社
代表者名 代表取締役社長 吉田 保幸
(コード番号：9735、東証プライム市場)
問合せ先 IR 部長 余慶 徹
(TEL. 03-5775-8225)

当社の執行役員に対する譲渡制限付株式制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、執行役員に対して当社普通株式を譲渡制限付株式として付与する制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の目的

当社は、「あらゆる不安のない社会の実現」をめざし、お客様へ高品質なサービスの提供と強靱な組織の構築を図るためには、人財が最も重要だと考えています。また、さらなる「安全・安心」を提供し続けるためには、人財の確保・育成に継続的に投資することが必要です。

これを踏まえて、当社の執行役員を対象に、当社における経営参画意識の醸成や中長期的な企業価値向上に対するインセンティブの強化を図りつつ当社における社員エンゲージメントの向上を図ることを目的として、当社普通株式を譲渡制限付株式として付与する福利厚生制度を導入するものです。

2. 本制度の概要等

当社の執行役員（取締役を兼務する執行役員（これらの執行役員は、別途、取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の対象となります。）を除きます。以下「対象執行役員」といいます。）は、本制度に基づいて当社から支給される金銭債権の全部を現物出資財産として当社に給付することにより、譲渡制限付株式として、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

制度に基づいて譲渡制限付株式として当社が発行又は処分する普通株式1株当たりの払込金額は、当該発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象執行役員に特に有利な金額とならない範囲において、当該取締役会において決定いたします。

本制度に基づく当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と当該普通株式の割当てを受ける予定の各対象執行役員との間において、当該対象執行役員に対して割り当てる当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）に関し、譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものいたします（本割当契約の概要については、後記3参照）。

3. 本割当契約の概要

本割当契約の内容は、大要、以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

対象執行役員は、本割当株式の発行又は処分を受けた日（以下「本交付日」という。）から、当該対象執行役員が、(i) 当社の執行役員及び使用人並びに当社の子会社の取締役、執行役員、監査役及び使用人（以下総称して「使用人等」という。）のいずれの地位からも退職若しくは退任（死亡による退職又は退任を含む。以下「退職等」という。）をする時点、又は(ii) 当社の取締役若しくは監査役に新たに就任する時点の

いずれか早い時点までの期間（以下「本譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはできない（かかる制限を以下「譲渡制限」という。）。

（２）当社による無償取得

- （a）本譲渡制限期間の満了時において、対象執行役員の使用人等からの退職等が任期満了又は定年、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由によるものでない場合には、当社は、当該対象執行役員が保有する本割当株式の全部を当然に無償で取得する。
- （b）本譲渡制限期間の満了時において、対象執行役員の使用人等からの退職等が任期満了又は定年、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由によるものであっても、当該退職等が本交付日後最初に到来する当社の定時株主総会の終結時より前である場合には、当社は、次の(i)に定める数に、次の(ii)に定める数を乗じて得た数（当該数に1に満たない数があるときは、これを切り捨てた数）の本割当株式を除き、当該対象執行役員が保有する本割当株式の全部を当然に無償で取得する。
 - （i）当該対象執行役員が保有する本割当株式の数
 - （ii）本交付日を含む月の初日から当該対象執行役員が使用人等から退職等をした日を含む月の末日までの期間の月数を12で除して得た数
- （c）対象執行役員が本譲渡制限期間中に、当社又は当社の子会社の事業と競合する業務に従事し、法令等若しくは本割当契約に重要な点において違反をし、若しくはその他の一定の事由に該当したと当社の取締役会が認めた場合、又はその他当該対象執行役員の保有する本割当株式の全部を当社が無償で取得することが相当であると当社の取締役会が認めた場合には、当社は、当該対象執行役員に通知することにより、当該対象執行役員が保有する本割当株式の全部を無償で取得する。

（３）株式の管理

本割当株式は、本譲渡制限期間中、譲渡制限の履行を担保するため、当社が野村証券株式会社との間で締結した契約に基づき、対象執行役員が野村証券株式会社に開設した専用口座において管理されるものとし、当該対象執行役員は、かかる管理に対し、異議なく服することに同意する。

（４）組織再編等における取扱い

本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が、当社の株主総会（当該組織再編等について、法令上、当社の株主総会の決議による承認を要しない場合にあつては、当社の取締役会）の決議により承認された場合には、当該承認の日において対象執行役員の保有する本割当株式のうち、前記（２）（b）の場合に準じて当社の取締役会があらかじめ決定した合理的な基準に従って定められる数の株式について、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除する一方、当社は、当該対象執行役員が保有する残りの本割当株式の全部を当然に無償で取得する。ただし、かかる解除は、本譲渡制限期間が当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時より前に満了した場合には、適用しない。

４．その他

本制度に基づく対象執行役員に対する初回の譲渡制限付株式の付与に関しては、本年 6 月 26 日開催予定の取締役会に付議される予定です。

以 上